

## 「消費税の計算方法と消費税適正納税制度」

株式会社英文法令社  
代表取締役社長兼務編集長  
佐藤賢一

A=卸売価格

B=手数料

C=本体価格

X=消費税率

Y=消費税額(外税)=納税額

C+Y=小売価格(税込み)

$$(A+B)=C$$

$$(A+B)*X=C+Y$$

現在の日本国の消費税率は 10%である。それに、加えて 8%の食料品税と 8%の新聞税を導入している。「インボイス制度」と呼ばれているものは、「消費税適正納税制度」という、企業に徴税の預かりを任せるか、それとも個人が自分で確定申告でやるかの選択制である。立憲民主党の提案はおかしいし、税理士も「消費税適格納税制度」と呼んでいるが、今の仕組みは複雑で理解不可能だし、現実的でない。消費税というものは消費に課税するもので、品目に課税するものではない。現在の誤りを生んだのは消費税の内税だった。100 円のものには 10%を課税して 110 円で販売して、事業者は消費税額 10 円を納税すべきである。自由民主党の岸田文雄首相は、「最低賃金 1004 円」と述べたが、正しくは最低賃金 1000 円に消費税 10%で事業者は 100 円を納税すべきである。つまり、内税で計算して納税している事業者は手数料に掛かる消費税を脱税している。例えば、98 円で販売している事業者は、9 円 80 銭で誤魔化しているが、足すと 107 円 80 銭で、銭と言う単位の硬貨は存在しないので切り捨てで通常は実務をこなしている。107 円で申告しているのが実情では無いだろうか。国税庁査察部は、竹下登政権の一般消費税 3%の導入時に遡って事業者に課税すべきでは無いだろうか。脱税は困る。岸田文雄首相のご英断に期待したい。また、日本銀行の公開株式に手を染めている輩はインサイダー取引で摘発すべきである。日本銀行株式は、全て、財務省が購入すべきである。米国がなぜ公定歩合と FF レートの 2

つを持っているかは、F. A. von Hayek の説明を待つまでもなく、良く理解が出来る話である。「貨幣発行自由化論」は、"Denationalization of money"ではなく、"Theory of free issuing own currencies"として日本語版は翻訳し直すべきである。"own"としたのは、national と public と private が含まれているからである。東洋経済新報社の出版していた書籍は、どこかのエージェントに私の書棚から盗まれてしまった。せつかく、ケンブリッジ、マサチューセッツまで行って手に入れた J. K. Galbraith の"The voice of poor"も何者かによって盗まれてしまった。ハイエクとガルブレイスの理論を合わせて金融政策を考えるとしたら、1ドル100円で固定相場制度で1ユーロ100円で固定相場制度である。「貨幣発行自由化論」の本当の意図するところは、どこの独立国もその国の固有の貨幣の発行権を持つべきであるというところにある。我が国は中央銀行の民営化を選ぶべきでは無い。

令和5年10月2日 月曜日